

東北大学(青葉山3)ユニバーシティ・ハウス等整備事業

事業者選定基準

平成28年3月24日

国立大学法人東北大学

< 目 次 >

1	事業者選定基準の位置付け	1
2	事業者選定の概要	1
	(1) 事業者選定方式	1
	(2) 事業者選定方法	1
	(3) 事業者選定の体制	1
3	審査の手順	3
	(1) 競争参加資格確認審査（第一次審査）	3
	(2) 提案内容審査（第二次審査）	3
4	競争参加資格確認審査（第一次審査）	4
	(1) 競争参加資格の確認審査	4
	(2) 要求水準確認（個別提案）	4
5	提案内容審査（第二次審査）	4
	(1) 入札金額の適格審査	4
	(2) 基礎項目の適格審査	4
	(3) 加点項目の審査	5
	(4) 優秀提案者（事業者）の選定	1 4
6	事業者の決定	1 4

1 事業者選定基準の位置付け

東北大学（青葉山3）ユニバーシティ・ハウス等整備事業事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）が、東北大学（青葉山3）ユニバーシティ・ハウス等整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

また、優秀提案者を選定するに当たっては、本事業者選定基準とともに、入札参加者に交付する入札説明書等を踏まえて行うものとする。

2 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設整備段階から維持管理・管理運営・入居者サービス段階の各業務を通して、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となってくる。したがって、優秀提案者を選定し、事業者の決定を行うに当たっては、事業費とともに、事業能力、施設整備能力及び維持管理・管理運営・入居者サービス能力等のその他の条件を総合的に評価する、総合評価落札方式による一般競争入札をもって行う。

(2) 事業者選定方法

優秀提案者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として競争参加資格確認審査、第二次審査として提案内容審査（事業費の適格審査、基礎項目の適格審査、加点項目の審査、総合評価値の算定）を行う。なお、競争参加資格確認審査は、提案内容審査のための入札書等及び提案書を受け付ける入札参加者を選定するためにのみ行うものであって、競争参加資格確認審査の具体的な内容を提案内容審査に持ち越さないものとする。

(3) 事業者選定の体制

本学が設置した「東北大学（青葉山3）ユニバーシティ・ハウス等整備事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は、事業者選定基準を審議・決定するとともに、入札参加者より提出された入札書等及び提案書の審査を行い、優秀提案者を選定する。なお、審査委員会で審議された内容については、客観的な評価（審査講評）として、優秀提案者として選定（決定）された者との基本協定書の締結後に公表する。また、審査委員会は以下の9名の委員で構成され、審議内容は原則として非公開とする。

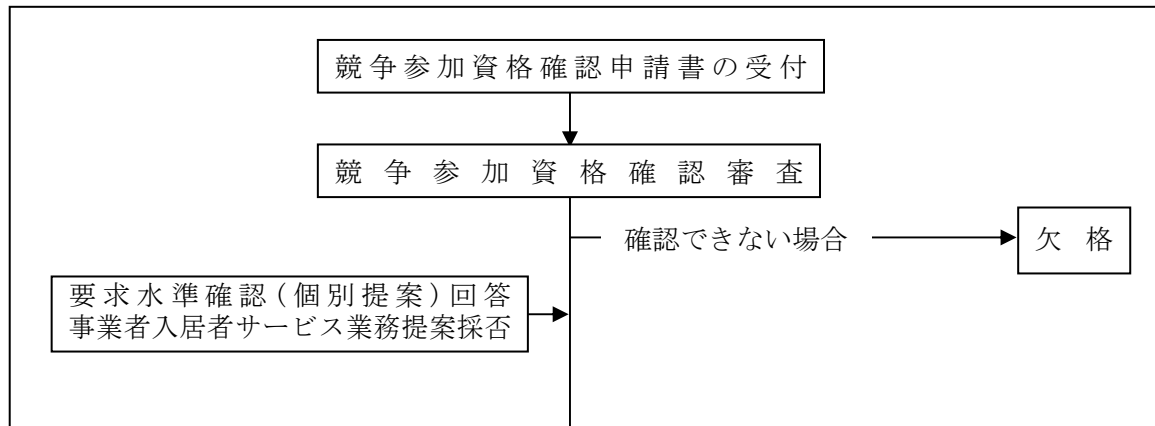
審査委員会の審査委員

役 割	氏 名	所属・職名等
委員 長	佃 良彦	理事（財務・施設・キャンパス計画担当）
副委員長	菅原 俊二	総長特別補佐（学生支援担当）
委 員	杉山 丞	総長特別補佐（キャンパス計画担当）
	齋藤 仁	総務企画部長
	佐藤 義幸	教育・学生支援部長
	伊豆 仁志	財務部長
	我妻 吉弘	施設部長
	手島 貴弘	手島会計事務所代表（公認会計士・税理士）
	大沼 正昭	東北工業大学工学部教授

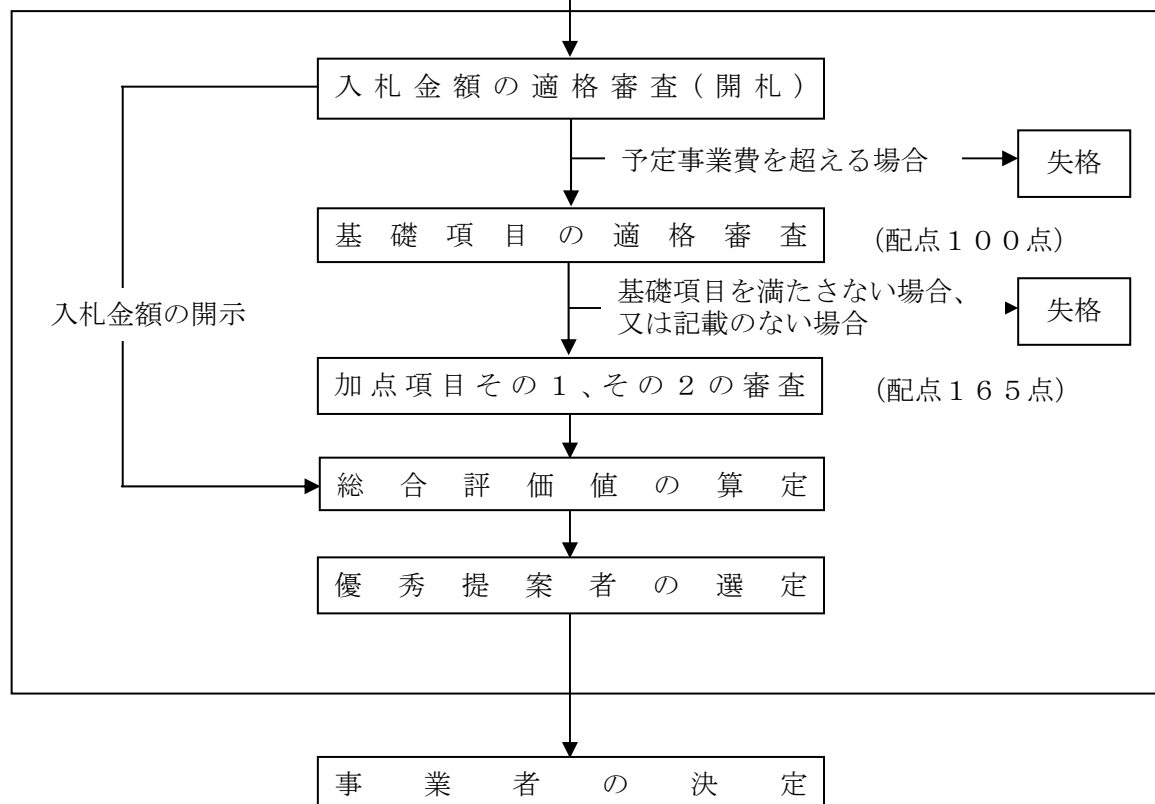
3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりである。

(1) 競争参加資格確認審査（第一次審査）



(2) 提案内容審査（第二次審査）



4 競争参加資格確認審査（第一次審査）

(1) 競争参加資格の確認審査

本学は、入札参加者が備えるべき競争参加資格の要件（入札説明書に記載の要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、当該入札参加者を欠格（競争参加資格がない。）とする。

(2) 要求水準確認（個別提案）・事業者入居者サービス業務提案

本学は、入札参加者から提出された要求水準確認書（個別提案）及び事業者入居者サービス業務提案書に基づいて、要求水準確認書（個別提案）の回答及び事業者入居者サービス業務提案書の採否を行う。

5 提案内容審査（第二次審査）

(1) 入札金額の適格審査

本学は、入札金額が予定事業費の範囲内であることを確認する。予定事業費を超える場合は、当該入札参加者を失格とする。

全ての入札参加者の入札金額が予定事業費を超えている場合は、再度入札を行う。この場合、再度入札に際して提案内容の変更を行うことは許されるものとする。

(2) 基礎項目の適格審査

審査委員会は、基礎項目の適格審査において、入札金額が予定事業費の範囲内であることが確認された入札参加者より提出された提案書の内容が、入札説明書等で規定されている要求水準のうち、下記の基礎項目を全て充足しているかについて審査を行う。基礎項目を全て充足している場合は適格とし、配点100点（全体の満点は、加点項目その1の審査の得点（80点満点）、加点項目その2の審査の得点（85点）と合わせ265点とする。）を付与する。1項目でも基礎項目を充足していない場合又は基礎項目について記載のない場合は、当該入札参加者を失格とする。

1) 基礎項目及び審査基準

① 事業計画に関する事項	ア 事業工程	a 実現可能な事業工程となっているとともに、事業条件が満たされていること。
	イ 事業費	a 算定方法に大きな誤りがないこと。
	ウ 特別目的会社	a 出資内容が明記され、出資条件が満たされていること。ただし、特別目的会社を設立する場合に限るものとする。
	エ 本学の支払条件	a 施設整備業務に係る対価の算定方法に大きな誤りがなく、支払条件が満たされていること。 b 維持管理業務に係る対価の算定方法に大きな誤りがなく、支払条件が満たされていること。 c 管理運営業務に係る対価の算定方法に大きな誤りがなく、支払条件が満たされていること。

	オ 保険の付保	a 事業者に義務づけている保険に付保されること。
	カ 資金調達	a 資金調達の method、金額、条件などが明示されていること。
	キ 事業収支	a 事業収支の計算に大きな誤り等がないこと。 b 各種発生費用の項目及び算定方法に大きな誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこと。 c 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。
② 施設整備業務に関する事項	a 施設整備業務において、要求水準（必要諸室、室数、面積等）が満たされていること。 b 設計業務の実施体制と実施内容について、要求水準が満たされていること。 c 建設業務の実施体制と実施内容について、要求水準が満たされていること。	
③ 維持管理業務に関する事項	a 学生寄宿舍の維持管理業務（建物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃衛生管理業務、警備業務、大規模な修繕・更新業務の主要項目）の実施体制と実施内容について、要求水準が満たされていること。	
④ 管理運営業務に関する事項	a 学生寄宿舍の管理運営業務（施設管理業務、ヘルプデスク業務、フロントサービス業務、オープンセレモニー開催等の支援業務、空室補修・クリーニング業務の主要項目）の実施体制と実施内容について、要求水準が満たされていること。	
⑤ 入居者サービス業務に関する事項	a 学生寄宿舍の入居者サービス業務（生活用品レンタル業務、生活消耗品等調達・配付業務、朝・夕食提供業務、インターネット接続業務、クリーニング取扱業務、自動販売機設置・運営業務、その他事業者提案による入居者サービス業務の主要項目）の実施体制と実施内容について、要求水準が満たされていること。	

(3) 加点項目の審査

審査委員会は、基礎項目の適格審査において得点を付与された入札参加者より提出された提案書の内容について、加点項目の審査を行う。

加点項目その 1			配点 80	
1) 事業計画に関する事項	① 事業収支計画に関する事項	ア 資金調達等の確実性、事業収支等の安定性	5	10
	② 事業継続に関する事項	ア 事業継続等の安定性	5	

2) 施設整備業務に関する事項	① 実施体制に関する事項	ア 設計業務、建設工事等の実施体制等の適切性	2	30
	② 事業場所の全体計画に関する事項	ア 配置計画（「コンパクトな土地利用計画」に関する事項を除く）、動線計画、景観計画等の適切性	7	
	③ 施設計画に関する事項	ア 国際感覚の研鑽、協調性・社交性の涵養に相応しい施設計画	10	
		イ 平面・断面計画等の適切性 ウ 室内環境（空間デザインを含む。）等の適切性 エ 設備計画等の適切性	8	
④ 施工計画に関する事項	ア 工程管理、品質管理、周辺環境への配慮等の適切性	3		
3) 維持管理業務に関する事項	① 実施体制に関する事項	ア 実施体制等の適切性	2	14
	② 実施内容等に関する事項	ア 安心・安全な生活環境、高品質な生活環境に相応しい実施内容（維持管理業務関係）	6	
		イ 実施内容等の適切性 ウ 品質管理の適切性	6	
4) 管理運営業務に関する事項	① 実施体制に関する事項	ア 実施体制等の適切性	2	13
	② 実施内容等に関する事項	ア 安心・安全な生活環境、高品質な生活環境に相応しい実施内容（管理運営業務関係）	6	
		イ 実施内容等の適切性 ウ 品質管理の適切性	5	
5) 入居者サービス業務に関する事項	① 実施体制に関する事項	ア 実施体制等の適切性	2	13
	② 実施内容等に関する事項	ア 安心・安全な生活環境、高品質な生活環境に相応しい実施内容（入居者サービス業務関係）	6	
		イ 実施内容等の適切性 ウ 品質管理の適切性	5	
加点項目その2			配点	85
6) 各種期間等に関する事項	① 施設整備業務期間に関する事項	※ 引渡日に応じて評価（7）評価水準と加点比率を参照）	5	85
	② 維持管理・管理運営・入居者サービス業務期間に関する事項	※ 業務期間に応じて評価（7）評価水準と加点比率を参照）	40	

	③ コンパクトな土地利用計画	※ コンパクトな土地利用計画に応じて評価（7）評価水準と加点比率を参照）	20
	④ 施設の構造種別に関する事項	※ 構造種別に応じて評価（7）評価水準と加点比率を参照）	20

加点項目の審査は、以下に示す加点項目その1、加点項目その2、審査基準により審査を行い、配点に応じて得点を付与する。加点項目その1と加点項目その2の得点の合計は165点満点（全体の満点は、基礎項目の適格審査の配点（100点）と合わせ265点とする。）とする。

<加点項目その1 配点合計80点>

1) 事業計画に関する事項・・・配点合計10点

① 事業収支計画に関する事項（配点5点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 資金調達等の確実性、事業収支等の安定性（主な評価対象様式32）	a 資金調達等において、確実な提案がなされているか。	5
	b 事業収支等において、各業務と整合がとれているなど、安定的な提案がなされているか。	
	c その他、資金調達等、事業収支等において独自の提案がなされているか。	

② 事業継続に関する事項（配点5点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 事業継続等の安定性（主な評価対象様式33）	a 事業継続等において、特別目的会社への出資者や業務の受託者の破綻等に対応できる方策（仕組）など、安定的な提案がなされているか。なお、特別目的会社を設立しない場合にあつては、これらと同等以上の、安定的な提案がなされているか。	5
	b 事業継続等において、想定されるリスクの的確な分析とともに、これらのリスクに対応できる方策（仕組）など、安定的な提案がなされているか。	
	c その他、事業継続等において独自の提案がなされているか。	

2) 施設整備業務に関する事項・・・配点合計30点

① 実施体制に関する事項（配点2点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 設計業務、建設工事等の実施体制等の適切性（主な評価対象様式44）	a 設計業務（事前調査業務、設計業務、各種申請等業務等）、建設工事等（建設工事、工事監理業務、周辺家屋影響調査・対策業務、電波障害	2

	調査・対策業務、各種申請等業務等)の実施体制等が適切で、想定されるリスクに対応できる方策(仕組)など、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	
	b その他、設計業務、建設工事等の実施体制等において独自の提案がなされているか。	

② 事業場所の全体計画に関する事項(配点7点)

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 配置計画、動線計画、景観計画等の適切性(主な評価対象様式45)	a 配置計画が適切で、事業場所を効率的なものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	7
	b その他、配置計画において独自の提案がなされているか。	
	c 動線計画が適切で、事業場所を有機的なものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	
	d その他、動線計画において独自の提案がなされているか。	
	e 景観計画が適切で、事業場所を魅力的なものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	
	f その他、景観計画において独自の提案がなされているか。	

③ 施設計画に関する事項(配点18点)

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 国際感覚の研鑽、協調性・社交性の涵養に相応しい施設計画(主な評価対象様式46)	a 「里見ビジョン」の「学生が国際社会で力強く活躍できる人材へ成長していく場を創出(国際感覚の研鑽)」や「多様な価値観が交流し、多文化が共生する開かれたキャンパスを実現(協調性・社交性の涵養)」に相応しい施設計画など、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	10
	b その他、国際感覚の研鑽、協調性・社交性の涵養に相応しい施設計画において独自の提案がなされているか。	
イ 平面・断面計画等の適切性(主な評価対象様式46)	a 平面・断面計画等が適切で、入居者の生活を安全で快適なものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。(全体共用部分とともに、ユニット内の平面・断面を含む。)	8
	b その他、平面・断面計画等において独自の提案がなされているか。	

ウ 室内環境(空間デザインを含む。)等の適切性(主な評価対象様式46)	a 室内環境(空間デザインを含む。)等が適切で、居住空間を魅力的なものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。(全体共用部分とともに、ユニット内の平面・断面を含む。)	
	b その他、室内環境(空間デザインを含む。)等において独自の提案がなされているか。	
エ 設備計画等の適切性(主な評価対象様式46)	a 設備計画等が適切で、入居者の生活を安全で健康的なものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	
	b その他、設備計画等において独自の提案がなされているか。	

④ 施工計画に関する事項(配点3点)

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 工程管理、品質管理、周辺環境への配慮等の適切性(主な評価対象様式47)	a 工程管理が適切で、工事現場の状況を無理のないものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	3
	b その他、工程管理において独自の提案がなされているか。	
	c 品質管理が適切で、民間活力活用事業ならではの民間ノウハウが発揮されたものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	
	d その他、品質管理において独自の提案がなされているか。	
	e 周辺環境への配慮が適切で、工事現場の周辺(工事アクセスを含む。)に多くの影響をあたえないものにするなど、環境影響評価等を踏まえた効果的かつ具体的な提案がなされているか。	
	f その他、周辺環境への配慮において独自の提案がなされているか。	

3) 維持管理業務に関する事項・・・配点合計14点

① 実施体制に関する事項(配点2点)

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 実施体制等の適切性(主な評価対象様式49)	a 維持管理業務(建物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃衛生管理業務、警備業務、大規模な修繕・更新業務)の実施体制等が適切で、想定されるリスクに対応できる方策(仕組)など、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	2
	b その他、実施体制等において独自の提案がなされているか。	

② 実施内容等に関する事項（配点12）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 安心・安全な生活環境、高品質な生活環境に相応しい実施内容（維持管理業務関係）（主な評価対象様式50、51）	a 「ハウスコンセプト」の「安心・安全な生活環境（セキュリティ対策を含む。）」や「高品質な生活環境」に相応しい実施内容など、効果的かつ具体的な提案がなされているか。（本項目は、「維持管理業務」に関する事項を対象とする。）	6
	b その他、安心・安全な生活環境、高品質な生活環境に相応しい実施内容において独自の提案がなされているか。	
イ 実施内容等の適切性（主な評価対象様式50、51）	a 維持管理業務（建物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃衛生管理業務、警備業務、大規模な修繕・更新業務）の実施内容等が適切で、民間活力活用事業ならではの民間ノウハウが発揮されたものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	6
	b その他、実施内容等において独自の提案がなされているか。	
ウ 品質管理の適切性（主な評価対象様式50、51）	a 維持管理業務（建物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃衛生管理業務、警備業務、大規模な修繕・更新業務）の品質管理が適切で、民間活力活用事業ならではの民間ノウハウが発揮されたものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	6
	b その他、品質管理において独自の提案がなされているか。	

4) 管理運営業務に関する事項・・・配点合計13点

① 実施体制に関する事項（配点2点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 実施体制等の適切性（主な評価対象様式53）	a 管理運営業務（施設管理業務、ヘルプデスク業務、空室補修・クリーニング業務、防犯・防災管理業務、生活利便サービス業務）の実施体制等が適切で、想定されるリスクに対応できる方策（仕組）など、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	2
	b その他、実施体制等において独自の提案がなされているか。	

② 実施内容等に関する事項（配点11点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 安心・安全な生活環境、高品質な生活環境に相応しい実施内容（管理運営業務関係）（主な評価対象様式54）	a 「ハウスコンセプト」の「安心・安全な生活環境（セキュリティ対策を含む。）」や「高品質な生活環境」に相応しい実施内容など、効果的かつ具体的な提案がなされているか。（本項目は、「管理運営業務」に関する事項を対象とする。）	6
	b その他、安心・安全な生活環境、高品質な生活環境に相応しい実施内容において独自の提案がなされているか。	
イ 実施内容等の適切性（主な評価対象様式54）	a 管理運営業務（施設管理業務、ヘルプデスク業務、フロントサービス業務、オープンセレモニー開催等の支援業務、空室補修・クリーニング業務）の実施内容等が適切で、民間活力活用事業ならではの民間ノウハウが発揮されたものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	5
	b その他、実施内容等において独自の提案がなされているか。	
ウ 品質管理の適切性（主な評価対象様式54）	a 管理運営業務（施設管理業務、ヘルプデスク業務、フロントサービス業務、オープンセレモニー開催等の支援業務、空室補修・クリーニング業務）の品質管理が適切で、民間活力活用事業ならではの民間ノウハウが発揮されたものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	5
	b その他、品質管理において独自の提案がなされているか。	

5) 入居者サービス業務に関する事項・・・配点合計13点

① 実施体制に関する事項（配点2点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 実施体制等の適切性（主な評価対象様式56）	a 入居者サービス業務（生活品レンタル業務、生活消耗品等調達・配付業務、朝・夕食提供業務、インターネット接続業務、クリーニング取扱業務、自動販売機設置・運営業務、その他事業者提案による入居者サービス業務）の実施体制等が適切で、想定されるリスクに対応できる方策（仕組）など、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	2
	b その他、実施体制等において独自の提案がなされているか。	

② 実施内容等に関する事項（配点11点）

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
ア 安心・安全な生活環境、高品質な生活環境に相応しい実施内容（入居者サービス業務関係）（主な評価対象様式57）	a 「ハウスコンセプト」の「安心・安全な生活環境（セキュリティ対策を含む。）」や「高品質な生活環境」に相応しい実施内容など、効果的かつ具体的な提案がなされているか。（本項目は、「入居者サービス業務」に関する事項を対象とする。）	6
	b その他、安心・安全な生活環境、高品質な生活環境に相応しい実施内容において独自の提案がなされているか。	
イ 実施内容等の適切性（主な評価対象様式57）	a 入居者サービス業務（生活品レンタル業務、生活消耗品等調達・配付業務、朝・夕食提供業務、インターネット接続業務、クリーニング取扱業務、自動販売機設置・運営業務、その他事業者提案による入居者サービス業務）の実施内容等が適切で、民間活力活用事業ならではの民間ノウハウが発揮されたものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	5
	b その他、実施内容等において独自の提案がなされているか。	
ウ 品質管理の適切性（主な評価対象様式57）	a 入居者サービス業務（生活品レンタル業務、生活消耗品等調達・配付業務、朝・夕食提供業務、インターネット接続業務、クリーニング取扱業務、自動販売機設置・運営業務、その他事業者提案による入居者サービス業務）の品質管理が適切で、民間活力活用事業ならではの民間ノウハウが発揮されたものにするなど、効果的かつ具体的な提案がなされているか。	5
	b その他、品質管理において独自の提案がなされているか。	

<加点項目その2 配点合計85点>

6) 各種期間等に関する事項・・・配点合計85点

加 点 項 目	審 査 基 準	配 点
① 施設整備業務期間に関する事項	※ 引渡日に応じて評価（7）評価水準と加点比率を参照）	5
② 維持管理・管理運営・入居者サービス業務期間に関する事項	※ 業務期間に応じて評価（7）評価水準と加点比率を参照）	40
③ コンパクトな土地利用計画	※ コンパクトな土地利用計画に応じて評価（7）評価水準と加点比率を参照）	20
④ 施設の構造種別に関する事項	※ 構造種別に応じて評価（7）評価水準と加点比率を参照）	20

※ 「主な評価対象様式」において提示している「様式番号」は、当該加点項目を審査する場合の主な様式を示すものであり、これら以外の様式（図面等を含む、）についても対象とする。

7) 評価水準と加点比率

(加点項目その1に適用)

評点	評価水準	加点比率
5	特に優れている	100%
4	5と3の中間程度	75%
3	優れている	50%
2	3と1の中間程度	25%
1	優れている点はない	0%

(加点項目その2に適用)

加点項目	評価配点			審査基準等	
	配点	評価段階	評価点		
学生寄宿舍	① 施設整備業務期間に関する事項 ※1	5	A	5	～平成30年3月31日まで
			B	3	～平成30年9月30日まで
			C	0	～平成31年3月31日まで
	② 維持管理・管理運営・入居者サービス業務期間に関する事項 ※2	40	A	40	40年以上
			B	30	30年以上～40年未満
			C	20	25年以上～30年未満
			D	10	20年以上～25年未満
			E	0	～20年未満
	③ コンパクトな土地利用計画 ※3	20	A	20	45%以下の敷地を利用する整備計画
			A-	18	
			B	15	45%を超え55%以下の敷地を利用する整備計画
			B-	13	
			C	10	55%を超え65%以下の敷地を利用する整備計画
			C-	8	
			D	5	
	D-	3			
E	0	80%を超えて敷地を利用する整備計画			
④ 施設の構造種別に関する事項 ※4	20	A	20	RC造又はRC造に類する構造	
		B	15	鉄骨造又は鉄骨造に類する構造	
		C	5	軽量鉄骨造又は軽量鉄骨造に類する構造	
		D	0	耐用年数が27年未満の構造	

- ※1 2期に分かれる場合は第2期の業務期間（遅い方）
- ※2 2期に分かれる場合は第2期の業務期間（短い方）
- ※3 「%（パーセント）」は資料6に示す敷地面積に対する割合を示し、「敷地を利用する」とは将来的に他用途での土地利用ができないこと（部分）を示す。なお、「〇-（マイナス）」は各評価段階において、効果的・効率的な敷地の利用となっていない場合の評価を示す。
- ※4 構造種別が複数ある場合は、延べ面積に基づいて加重平均とする。

8) 加点項目の得点

（加点項目その1に適用）

加点項目その1の各加点項目の配点に上記評点による加点比率を乗じて得た評価点を求める。各加点項目の評価点の合計が最高の入札参加者に、80点の加点を得点として付与する。それ以外の入札参加者については、以下により加点を算出し得点として付与する。

$$\begin{aligned} \text{各加点項目の評価点} &= \text{各加点項目の配点} \times \text{各加点項目の加点比率} \\ \text{評価点の合計} &= \text{各加点項目の評価点の合計} \\ \text{加点} &= (\text{評価点の合計} \div \text{評価点の合計の最高点}) \times 80 \end{aligned}$$

（加点項目その2に適用）

加点項目その2の各加点項目の評価点は、「7) 評価水準と加点比率（加点項目その2に適用）」に基づいて得た評価点を合計したものを加点項目その2の得点とする。

(4) 優秀提案者の選定

審査委員会は、基礎項目の適格審査の配点（100点）と加点項目その1の審査の得点（80点満点）、加点項目その2の得点（85点満点）の合計点数を、入札金額より算定した年度当たりの事業費（千円／年度）で除した値に 10^5 を乗じて得た数値（以下「総合評価値」という。）を比較し、総合評価値の最も高い入札参加者を優秀提案者（事業者）として選定する。

$$\text{総合評価値} = \frac{\text{基礎項目の得点(100点)} + \text{加点項目その1の得点(80点満点)} + \text{加点項目その2の得点(85点満点)}}{\text{入札金額より算定した年度当たりの事業費(千円／年度)}} \times 10^5$$

上記式の「入札金額より算定した年度当たりの事業費（千円／年度）」については、「752人×90%×12月×30,000円+大学の年間負担額(入札説明書別紙及び様式集の<様式24>を参照のこと。）」とする。

6 事業者の決定

本学は、審査委員会の審査の結果により選定された優秀提案者を事業者として決定する。

なお、審査委員会の審査において総合評価値の最も高い入札参加者（優秀提案者）が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて事業者を決定する。この場合において、当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ事業者を決定する。